

宿泊税の導入に関する 市町村向け説明会

令和6年10月11日

目次

- 1 これまでの経緯
- 2 千葉県観光の現状と課題
- 3 千葉県が取り組むべき観光振興施策
- 4 使途の明確化（見える化）
- 5 宿泊税の制度設計
- 6 市町村との調整
- 7 仮に導入した場合の今後のスケジュール

1 これまでの経緯

- 2 千葉県観光の現状と課題
- 3 千葉県が取り組むべき観光振興施策
- 4 使途の明確化（見える化）
- 5 宿泊税の制度設計
- 6 市町村との調整
- 7 仮に導入した場合の今後のスケジュール

1 これまでの経緯

県内の観光・宿泊業の持続的な発展のため、
業界が抱える諸問題の解決に向けた検討を実施

宿泊税の使途の方向性や制度設計など、
宿泊税導入に関する検討を実施

R5.10

R6.2

R6.3

R6.9

千葉県
の新しい観光振興
に向けた研究会

5
回
開
催

意見
の
提
出

研究会からの意見

<千葉県観光の目指すべき方向性>

1. 観光人材の確保・育成・定着

観光地全体の経営・地域づくりを担う
中核人材の育成、外国人材の活用

2. 持続可能な観光地づくり

地域の自然や文化等の魅力を再認識し、
資源の発掘・磨き上げ

3. インバウンドの推進

訪日客の県内周遊・滞在の促進

4. デジタル技術の活用

ビッグデータを活用した情報提供、
DXの導入による業務効率化・経営改善

5. 安定財源の確保（宿泊税等）

宿泊税導入に向けた検討の必要性

千葉県観光振興財源検討会議

第1回 千葉県観光の現状・課題、
国内における宿泊税の導入状況

第2回 新たな財源確保のあり方、
↓ 宿泊税の検討へ
使途のイメージ、税制度のたたき台

事業者・市町村アンケートの実施

第3回 事業者・市町村アンケート結果報告、
使途の素案、税制度の素案、
使途の明確化（見える化）

第4回 これまでの検討結果の整理

<委員>

- ・城西国際大学 観光学部 教授
- ・亜細亜大学経済学部 教授/
千葉商科大学政策研究科 客員教授
- ・（株）JTB総合研究所 主席研究員
- ・千葉県旅館ホテル生活衛生同業組合 事務局長
- ・（一社）千葉県商工会議所連合会 専務理事
- ・千葉県商工会連合会 参与

内山 達也 氏
小林 航 氏

山下 真輝 氏
武川 豊 氏
吉野 毅 氏
林 正昭 氏

1 これまでの経緯

2 千葉県観光の現状と課題

3 千葉県が取り組むべき観光振興施策

4 使途の明確化（見える化）

5 宿泊税の制度設計

6 市町村との調整

7 仮に導入した場合の今後のスケジュール

千葉県観光の現状と課題について、研究会では以下の報告がありました。

現状

千葉県は、多様な自然、農林水産物や豊かな食文化に加え、集客力の高いテーマパークやレジャー施設など、**多くの観光資源に恵まれる**。また、成田空港や東京湾アクアラインにより世界や国内の多くの都市と結ばれていることから、**本県を訪れる観光客は多く、統計等を見ても全国的に上位**に位置している。

課題

感染症の収束に伴い観光客数が回復・増加に転じる一方で、個人旅行の増加等による旅行ニーズの変化等により、千葉県においては、主に以下の課題が広域で表面化してきている。

- ・ **観光・宿泊業界は**、全国的にみても、収益性が低く、業務内容と比較して低賃金で、現場を支える人材の求職者が少ないという構造的な課題に加え、感染症の影響等により離職した人材の復職が十分でないことから、**他業種と比較しても、人手不足感が特に高いとされている**。
- ・ 人材・資金不足等から**資源の発掘・磨き上げが行われず、新たな旅のスタイルへの対応が十分でない事例も見られる**。
- ・ 訪日客の大部分は都心に直行すると言われている。このため、県内滞在時間は短く、県内周遊客もあまり多くなく、**他地域と比較してインバウンドの回復による経済効果は大きくない**との声も聞く。
- ・ 地域の魅力発信、観光・宿泊施設等の経営改善等には、**デジタル技術の効果的な活用も有効であるが、人材・資金不足や経営者意識の問題等により、現時点での導入はあまり進んでいないとされる**。

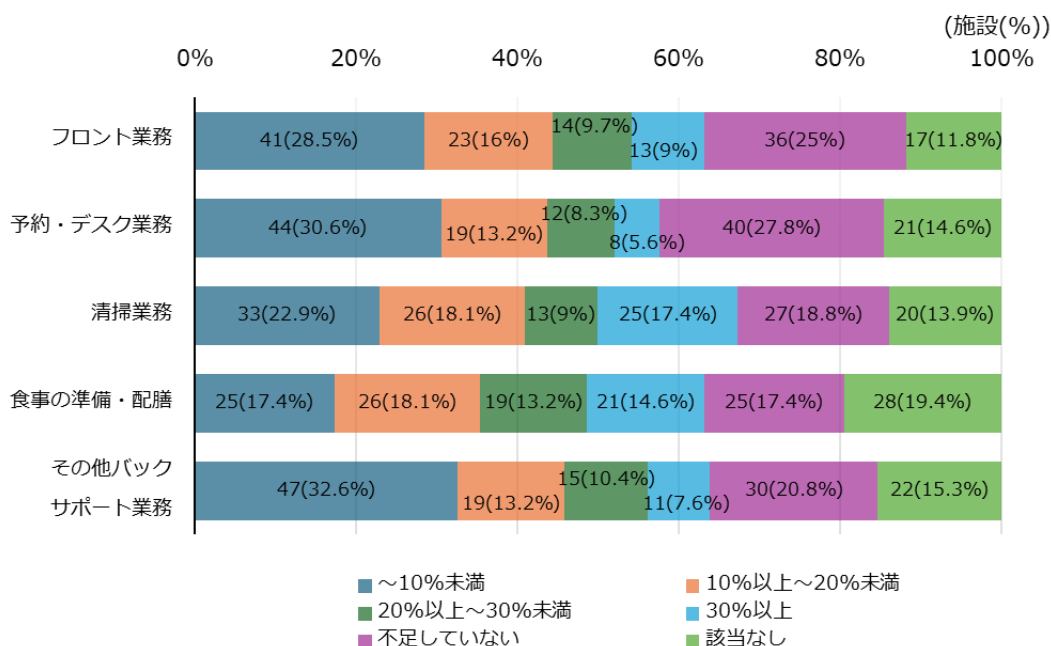
2 千葉県観光の現状と課題②

宿泊事業者が抱える課題について、検討会議で実施したアンケートでは以下のとおりでした。(回答数144)

宿泊事業者の人手不足の状況

人手が不足している（「不足していない」「該当なし」以外の回答）と回答した割合は、フロント業務は63.2%、予約・デスク業務は57.6%、清掃業務は67.4%、食事の準備・配膳は63.2%、その他バックサポート業務は63.9%であった。

問. 実際に必要と考える人数を母数として、何%くらい人手が不足していますか。



宿泊施設の課題

「物価高騰や人手不足等により悪化している経営を改善したい」（53.5%）、「施設の快適性や利便性を向上させたい」（88.2%）、「アプリ、ウェブサイトの活用等による効果的な情報提供を行いたい」（60.4%）が50%を超えた。

宿泊施設の課題	回答数	割合
物価高騰や人手不足等により悪化している経営を改善したい	77	53.5%
外国人材を雇用したいため、雇用の方法等の情報を取得したい	12	8.3%
職場環境等を改善したい	64	44.4%
職員のおもてなし研修等の研修を実施したい	36	25.0%
省力化のためロボット等を導入したい	36	25.0%
施設の快適性や利便性を向上させたい	127	88.2%
車いす利用者や高齢者に配慮した施設のバリアフリー化を進めたい	34	23.6%
外国人向けの情報発信を行いたい	57	39.6%
外国人向けの施設整備を進めたい	50	34.7%
外国人対応できる職員がいない、少ないため増やしたい	56	38.9%
アプリ、ウェブサイトの活用等による効果的な情報提供を行いたい	87	60.4%
デジタル技術を活用した業務効率化を進めたい	68	47.2%

市町村が抱える課題について、検討会議で実施したアンケートでは以下のとおりでした。（回答数45）

市町村の宿泊・観光業の課題

「宿泊事業者の人手不足」（57.8%）、「観光事業者の人手不足」（57.8%）、「区域内に人気の観光資源がない」（53.3%）が50%を超えた。

宿泊・観光業の課題	回答数	割合
<u>宿泊事業者の人手不足</u>	26	57.8%
<u>観光事業者の人手不足</u>	26	57.8%
<u>区域内に人気の観光資源がない</u>	24	53.3%
宿泊施設の老朽化	14	31.1%
観光施設の老朽化	16	35.6%
<u>外国人向け多言語対応の遅れ</u>	21	46.7%
宿泊施設のデジタル化の遅れ	6	13.3%
観光施設のデジタル化の遅れ	14	31.1%
その他（自由記載）	10	22.2%

- 1 これまでの経緯
- 2 千葉県観光の現状と課題

3 千葉県が取り組むべき観光振興施策

- 4 使途の明確化（見える化）
- 5 宿泊税の制度設計
- 6 市町村との調整
- 7 仮に導入した場合の今後のスケジュール

3 千葉県が取り組むべき観光振興施策（総論①）

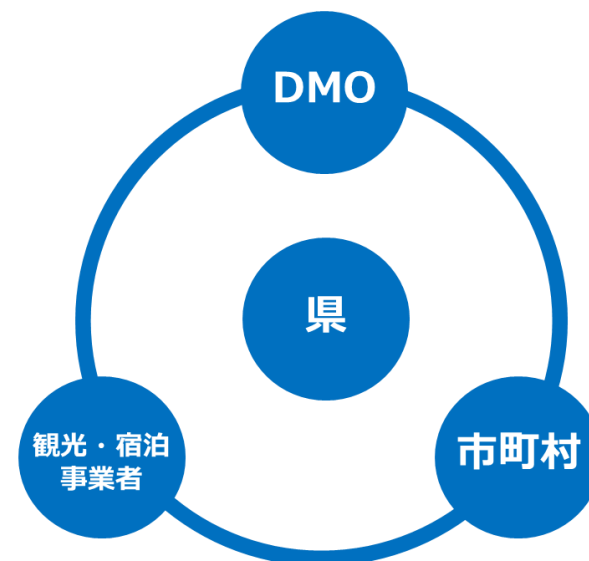
千葉県が取り組むべき観光振興施策の**取組の方向性**と**推進主体**を整理しました。

千葉県が取り組むべき観光振興施策

取組の方向性

- ① 観光人材の確保・育成・定着
- ② 持続可能な観光地づくり
- ③ インバウンドの推進
- ④ デジタル技術の活用

推進主体のイメージ



*DMO（観光地域づくり法人）

地域経営の視点に立った観光地域づくりの司令塔として、多様な関係者と 協同しながら、戦略を策定・実施するための調整機能を備えた法人

3 千葉県が取り組むべき観光振興施策（総論②）

「事業者及び市町村へのアンケート」結果及び検討会議での議論を踏まえ、**県が取り組む必要があると考えられる観光振興施策**を整理しました。

（下記はあくまでも現段階で想定している使途の方向性であり、税の導入後、毎年度の予算編成の中で事業を構築し、県議会の議決を経た上で決定いたします。）

千葉県が取り組むべき観光振興施策と事業規模

約45億円

取組の方向性

約32.5億円

① 観光人材の確保・育成・定着 約11億円

- ・観光地経営人材の支援等
- ・観光産業人材の支援等
- ・実務人材の確保等



② 持続可能な観光地づくり 約14億円

- ・観光客のニーズの把握と地域の多様な資源の磨き上げ
- ・観光資源の有効活用等
- ・二次交通等
- ・宿泊・滞在を延ばす取組



③ インバウンドの推進 約4億円

- ・効果的かつ効率的なプロモーションの展開
- ・受入環境の充実
- ・県内周遊の促進及び旅行消費額の増加



④ デジタル技術の活用 約3.5億円

- ・観光客のニーズに合った情報提供等
- ・経営効率化のための活用
- ・ビッグデータ等の活用による観光地経営の効率化等
- ・デジタル人材の確保・育成



市町村、DMOへの支援 約11億円



市町村が行う地域ならではの取組の推進

- ・取組の方向性に合致する市町村が行う地域ならではの取組の支援

DMOの設立支援、DMOが行う地域ならではの取組の推進

- ・取組を推進していくための観光地域づくり法人(DMO)の設立等の支援
- ・取組の方向性に合致するDMOが行う地域ならではの取組の支援

宿泊税事務の適正な運営 約1.5億円

3 千葉県が取り組むべき観光振興施策（各論①）

① 観光人材の確保・育成・定着 約11億円

取組の方向性	施策
観光地経営人材の支援等	◆観光地経営人材の育成支援事業 大学等が実施する、観光産業における経営やマネジメントを担う人材の育成に向けた教育プログラムの開発及び実施運営 ◆魅力ある観光地を形成するためのDMOの人材確保支援事業 高付加価値コンテンツの開発や、専門的知見や外国人目線を有する外部専門人材の登用に係る費用を支援
観光産業人材の支援等	◆アドバイザーを活用した観光事業者支援事業 アドバイザーの助言を受けて行う経営の改善、新しい事業の展開、事業承継等に関する取組を支援
実務人材の確保等	◆観光地域づくり人材確保・育成事業 求職者と事業者のマッチング、視察バスツアーの実施、調理師専門学生等の特定の分野の学生に向けた体験事業の実施、SNSによる千葉県観光人材イメージアップ等により人材の確保を行うとともに、従業員へおもてなし研修を実施しお客様対応力の向上を推進 ◆スポットワーカーの活用支援事業 スポットワーカーの活用に向けた短時間業務の創出等の業務の見直しの伴走支援や、スポットワーカーと事業者のマッチングを支援 ◆外国人材の観光・宿泊業への就職・育成推進事業 国内専門学校や人材送り出し国との関係構築・連携した外国人材の確保や、インターンシップ受け入れや就業環境整備等、外国人材の採用及び定着に係る経費の支援をするとともに、観光・宿泊業に従事する外国人材向けの日本語研修等を実施 ◆定着に向けた従業員の福利厚生充実の支援事業 雇用の安定を図るため、従業員用の寮の整備や研修制度を設ける等、従業員の福利厚生の改善に取り組む観光・宿泊事業者の支援を行うとともに、地域ぐるみで従業員の勤務・生活環境の改善に努める地域を支援 ◆観光・宿泊業の人材不足解消のための設備整備事業 観光・宿泊業の人材不足解消に向け、設備投資などの効率化を通じ、人材の効果的な配置とサービス水準向上を強化する取り組みを支援 (想定例) 受付・案内・掃除・運搬を自動で行う業務用ロボットの導入 自動精算・自動チェックインシステム、施錠管理システムの導入

3 千葉県が取り組むべき観光振興施策（各論②）



CHIBA

② 持続可能な観光地づくり 約14億円

取組の方向性	施策
観光客のニーズの把握と地域の多様な資源の磨き上げ	◆収益性向上に向けた観光地・施設の整備促進事業 宿泊施設等の改修、廃屋の撤去、統一した街並みや景観の創出、古民家再生による新事業の創出等により、地域・産業の収益性を向上するための取組を支援 ◆ユニバーサルツーリズム推進事業 宿泊施設等のバリアフリー化や研修の実施、バリアフリー情報発信強化等により、ユニバーサルツーリズムを強力に推進
観光資源の有効活用等	◆千葉ならではのコンテンツ開発・ツーリズム推進事業 多様な地域資源を組み合わせた魅力あるコンテンツ開発・販売まで一貫した伴走支援や大胆なハード整備等により、千葉ならではのツーリズムの推進を支援 ◆M I C E 誘致の推進事業 国際会議やインセンティブなどのM I C E 誘致を推進。また、M I C E の開催において重要度が高まっているサステナビリティの取組及びユニークベニユーを活用した会議やレセプション等を支援。合わせて、M I C E の誘致・開催に係る専門的なスキルを持った人材の育成を支援 ◆富裕層のニーズを満たす観光・宿泊施設の誘致に向けた環境整備事業 今までにない体験の提供等を行う企業が新たに千葉県に立地する際に、周辺環境の整備等の支援を実施し、地域の開発を推進
二次交通等	◆観光地へのアクセス向上事業 個人旅行者に向けた主要観光地を周遊するバス・タクシーの運行やレンタカーの割引等により観光地へのアクセス向上を支援 ◆公共交通機関情報のデータ化等による利用促進事業 公共交通機関情報のデータ化促進等により簡単に目的地までの経路の検索が可能になるとともに、公共交通機関のアプリなどとの連携により旅ナカ等でのプロモーションを実現し、千葉県の周遊を促進
宿泊・滞在を延ばす取組	◆ナイトタイムエコノミー等による宿泊促進支援事業 地域でのナイトタイムエコノミーの実施や平日や閑散期に訪れた旅行者に対する特典等により、宿泊の平準化や促進を支援 ◆教育旅行等利用促進事業 県内を周遊する教育旅行等に対し、バス借り上げ費用や宿泊費を支援 ◆千葉県型ワーケーションの推進事業 長期滞在が見込まれ観光消費額の高いデジタルノマド等、新たな客層の誘客に取り組む宿泊施設のソフト・ハード整備を支援

3 千葉県が取り組むべき観光振興施策（各論③）



CHIBA

③ インバウンドの推進

約4億円

取組の方向性	施策
効果的かつ効率的なプロモーションの展開	◆国・地域別の戦略的なインバウンド誘客促進事業 今までターゲットにできなかったエリアも含め、市場の特性に合わせて、本県ならではのコンテンツの情報発信等を行うことで、観光地としての認知度の向上を図り、本県への外国人観光客の誘客を促進 （想定例）ビッグデータを活用した分析によるターゲットエリア・レップの拡大 外国人インフルエンサーを活用したSNS等による魅力発信 ◆海外OTA活用支援事業 インバウンド促進や観光消費の拡大を図るため、宿泊事業者や着地型観光商品を販売する県内事業者に対して、更なる海外OTAの活用支援を行うとともに、宿泊施設や本県着地型観光商品の認知度向上や販売数増加を促進
受入環境の充実	◆宿泊施設等のおもてなし環境整備促進事業 宿泊施設等における多言語化、IT環境の整備やキャッシュレス決済端末の導入等、利用者の利便性向上につながる施設整備を支援 （想定例）施設の案内表示、室内設備の利用案内等の多言語対応 館内及び客室内におけるWi-Fi整備 キャッシュレス決済端末の導入 ◆観光エリアのFree Wi-Fi 設置促進事業 観光エリアにおけるFree Wi-Fiの整備を支援 ◆観光ガイドの育成事業 外国人観光客の誘致を促進するため、自然、歴史、食、文化等の観光コンテンツに高い専門性を有する通訳ガイドを育成
県内周遊の促進及び旅行消費額の増加	◆千葉への周遊・宿泊促進に向けた広域周遊ツアー造成支援事業 千葉県への周遊・宿泊の促進に向けた、近隣自治体と連携した広域周遊ツアー等の造成の伴走支援や、成田国際空港の利用者の県内周遊・宿泊の促進

3 千葉県が取り組むべき観光振興施策（各論④）



CHIBA

④ デジタル技術の活用

約3.5億円

取組の方向性	施策
観光客のニーズに合った 情報提供等	◆顧客への情報提供ツールの導入支援事業 観光・宿泊事業者が顧客のニーズにあった情報提供を行うためのツールの導入等を伴走支援 （想定例）旅マエ～旅ナカ～旅アトの一連の流れに対応した情報発信 旅マエ：ウェブサイトの充実 旅ナカ：リアルタイム観光スポット提案サービス 旅アト：リピート促進のためのマーケティング ◆顧客の利便性向上を目指す事業者の支援事業 観光・宿泊事業者が顧客の利便性の向上のためのシステム等の導入を伴走支援 （想定例）予約・決済等一括対応サービス・アプリ フロント呼出・ルームサービス注文・情報閲覧等客室システムの導入
経営効率化のための活用	◆デジタル化による業務効率化支援事業 観光・宿泊事業者がIT等の専門家の助言を受けて行う、デジタル技術による業務効率化やサービス向上の取組を支援 （想定例）ビッグデータを活用したマーケティング・販売促進・新サービス創出 管理業務の効率化を図る業務管理システムの構築・導入 販売実績の分析等が可能な顧客管理システムの構築・導入 等
ビッグデータ等の活用による 観光地経営の効率化等	◆観光地における観光DX推進事業 県のデータ管理プラットフォーム（DMP）で収集した情報のDMO、事業者等への提供、データ活用に向けた研修の実施及びDMOと事業者間の連携強化支援により観光DXを強力に推進
デジタル人材の確保・ 育成	◆観光・宿泊DX人材の確保・育成支援事業 副業・兼業人材の活用による観光・宿泊DX人材の確保や、研修の機会の提供によりリスキリングを促進

※その他対象事業については、今後観光・宿泊事業者へのヒアリング等を通じて詳細を詰めていく。

市町村・DMOへの支援について（市町村アンケートより）

複数の市町村から、宿泊税の一部を市町村へ分配するよう、要望がありました。

【主な意見】

・ 配分について

- ▶適切な方法により算出し、各市町村に配分してほしい。
- ▶配分に当たっては、各市町村の宿泊者数等を考慮してほしい。

・ 用途について

- ▶各自治体により観光行政における課題は異なることから、地域に合った取組みに柔軟に対応できるようにしてほしい。
- ▶市町村が自由に使える財源がほしい。
- ▶千葉県と市町村の二重課税とならないよう調整してほしい。

3 市町村・DMOへの支援の考え方②

県の観光振興施策の方向性と合致する市町村やDMOの取組については、宿泊税財源のうち一定割合（約25%）を、市町村またはDMOが主体となって行う事業の支援に活用できる形を想定しています。

市町村・DMOに期待される役割

県

- ・観光人材の確保・育成・定着
- ・県内全域・広域的な観光地域づくり
- ・持続可能な観光地域づくりに取り組む観光・宿泊事業者の取組支援
- ・新たな観光振興施策に取り組む県内市町村・DMOの支援

連携

市町村・DMO

- ・地域のブランディング
- ・景観の維持や美しい街並み、良好な都市景観の形成、保全のほか、観光地の創設・再整備など
- ・地域の賑わいづくりのための観光コンテンツ企画
- ・近隣市町村と連携した周遊ルート企画造成
- ・他地域と連携した誘客のためのプロモーション
- ・上記事業のために行う地元関係事業者との調整



市町村・DMOが行う地域における取組への支援

約11億円

◆地域における美しい観光地づくり促進事業（ハード事業）

統一した街並みや、美しい景観創出のために行う観光施設の改修や廃屋撤去等の支援

◆地域資源を活用した魅力ある観光コンテンツ企画造成事業（ソフト事業）

新たな観光客の掘り起こしのために行う、観光コンテンツの企画造成
上記に伴い実施するプロモーション活動等の支援

◆DMO（地域DMO・地域連携DMO）の設立・運営支援事業

DMO本登録に必要な専門人材の育成講座の実施
DMOの安定した運営のための必要な支援

※その他対象事業については、今後市町村と協議して
詳細を詰めていく。

【市町村活用イメージ】



鴨川市魅力体験広場の利活用事業として、広場に新たな施設を整備し、賑わい創出事業を行う民間事業者の募集・選定を実施。

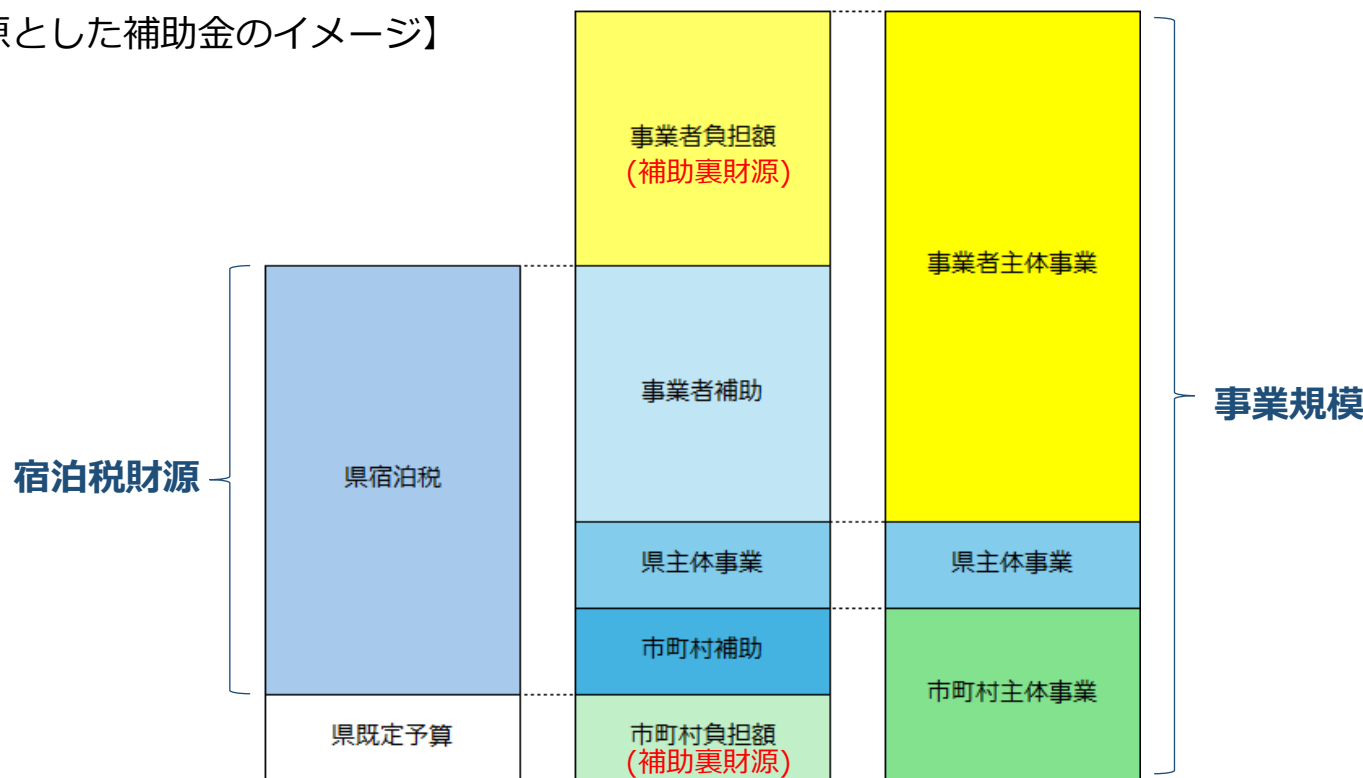
選定した民間事業者による観光施設の整備が進められ、R5.4に「Kamogawa SEASIDE BASE」がオープン。

3 市町村への支援の方法①（補助金）

市町村への支援の方法① 補助金

- 県の用意する補助事業メニューに即して市町村が主体となって実施する事業に対し、一定割合を県宿泊税財源から補助する。

【宿泊税を財源とした補助金のイメージ】



- メリット
- ・ 県が考える観光振興施策の実現に資する市町村事業を促進することができる。
 - ・ 宿泊税財源よりも多額の事業規模を実施することができる。
 - ・ 市町村における財源の使途を把握できる。（明確化）
 - ・ 真に必要とする観光需要に即して宿泊税財源を効率的に配分できる。
 - ・ 市町村にも一般財源等による負担が発生するため、事業の効果について市町村が主体となって説明することが求められる。

- デメリット
- ・ 市町村側に補助裏財源の負担が発生する。
 - ・ 県の補助金交付に関する事務負担が大きい。

市町村への支援の方法② 交付金

- 一定の配分基準に基づいて、市町村に交付金を配分する。

【事例】福岡県宿泊税交付金

- ・ 交付対象者 : 県内市町村（独自に宿泊税を課す市町村を除く）
- ・ 交付対象事業 : ①令和2年度以降新たにまたは拡充して実施する観光振興事業
②①の事業のうち、令和3年度以降に継続して実施する事業
③①または②の事業を実施するため、基金に積み立てる事業
（基金積立年度の翌々年度末までに実施する事業に限る）
※基金積立年度の翌々年度末に基金残高が生じる場合は、県へ返還
- ・ 配分基準 : ・ 県税収入の一部を市町村（導入団体除く）へ交付
（宿泊者数と旅行者数を考慮して配分し、配分項目のウェイトは
「宿泊者数：旅行者数＝80：20」
・ 県全体の観光の底上げを図る観点から最小交付金額は50万円

出典：福岡県宿泊税検討委員会報告書（令和5年9月）から調製

メリット

- ・ 一定の算定基準に基づき交付金額が市町村間で公平（明確）である。
- ・ 使途に関して市町村の自由度が高い。
- ・ 県の交付金配分に関する作業負担は少ない。

デメリット

- ・ 機械的な配分により、真に必要な観光行政需要と交付金額が必ずしも一致しないため、資源の効率的な活用が図られない恐れがある。
- ・ 観光振興施策が明らかなでない事業や、既存一般財源の置き換えに充当される可能性も否定できない。
- ・ 効果が薄いと思われる観光振興事業であっても、交付金がある限り継続する恐れがある。
- ・ 予算消化の観点で、効果の見込めない事業にも充当される恐れがある。

検討会議では委員から以下の意見がありました。

1 千葉県観光振興に必要となる施策について

- ・ 使途の素案について、方向性は、基本的には妥当である。具体的な施策の検討にあたっては、**今後、観光・宿泊事業者や市町村等の意見を踏まえて、詳細を詰めていく必要がある。**
- ・ 千葉県が取り組むべき観光振興施策は、**長期的な基本方針（グランドデザイン）**に基づいて実施する必要があり、また、適切な効果検証を行っていくことが求められる。
- ・ 宿泊税の導入により、補助事業をはじめとして事業規模が増大することを見込んだ**県の人員体制の確保**が必要である。

2 市町村への支援の方法について

- ・ 市町村への支援の方法については、補助金、交付金のメリット、デメリットを踏まえつつ、市町村の意見も聞きながら設計していく必要がある。設計については特に以下の点に留意する必要がある。
 - **使途の明確化**や、**効果検証**を意識した制度とすること。
 - 効果の見込めない事業に充当されることを防ぐために、**交付金であっても一定の自己負担を求める**ことも検討が必要。
 - **県の事務負担を考慮**し、執行にあたっては、外部人材の活用も検討すること。

- 1 これまでの経緯
- 2 千葉県観光の現状と課題
- 3 千葉県が取り組むべき観光振興施策

4 使途の明確化（見える化）

- 5 宿泊税の制度設計
- 6 市町村との調整
- 7 仮に導入した場合の今後のスケジュール

使途の明確化（見える化）の方法を整理しました。具体的な方法については、今後検討していきます。

- ・ **予算書**あるいは説明資料**等に明示**する。
- ・ **決算書**の事項別明細書あるいは説明資料**等に明示**する。
- ・ 宿泊税を負担した宿泊者や宿泊事業者等に対して、宿泊税の使途を広くわかりやすく伝えるため、**ホームページで公表**する。
- ・ 宿泊税制度を広く周知するため、**パンフレットを作成**し、宿泊施設に備え付ける。
- ・ 一般財源と区分して経理するため、**特別会計の設置**についても検討する。
- ・ 年度間の事業規模の増減に柔軟に対応するため、宿泊税に係る**特定目的基金の設置**についても検討する。
- ・ 宿泊税に係る**使途**及びその**効果を検証する組織の設置**についても検討する。

- 1 これまでの経緯
- 2 千葉県観光の現状と課題
- 3 千葉県が取り組むべき観光振興施策
- 4 使途の明確化（見える化）

5 宿泊税の制度設計

- 6 市町村との調整
- 7 仮に導入した場合の今後のスケジュール

(1) 宿泊税の概要

- ・ 宿泊税は、**県内観光の持続的な発展のため、県が新たな観光振興に取り組むための安定的な財源を確保すること**を目的とした**目的税（法定外目的税）**です。
- ・ 宿泊税は、以下の9つの自治体で既に導入されています。（R6.10.11時点）
（都府県）東京都、大阪府、福岡県
（市町村）京都市、金沢市、倶知安町（北海道）、福岡市、北九州市、長崎市
※上記のほか、二セコ町（北海道）や熱海市（静岡県）等で導入が予定されており、全国各地の自治体で導入に向けた検討が行われています。

(参考) 法定外目的税とは

- ・ 都道府県、市区町村は法律に定めのある税目（法定税）以外に、条例により税目を新設することができ、これを**法定外税**といいます。
（法定外税の導入には、条例議決後に国へ協議し、同意を得る必要があります）
- ・ 法定外税のうち、**税収の使途が特定されているものを法定外目的税**といいます。
主な法定外目的税の例：**宿泊税**、産業廃棄物税、環境協力税 等

(2) 宿泊税の制度設計の基本的な考え方

- ・ 宿泊税が税収の使い道が特定されている**目的税**であることを念頭に、**税の基本的な考え方である公平・中立・簡素（税の三原則）**を軸として、**事業者負担や徴税コストの軽減**の観点を考えて制度を設計しました。
- ・ 制度設計にあたっては、令和6年5月14日～5月31日にかけて宿泊事業者を対象として実施したアンケート調査の結果も参考としています。
- ・ 検討会議における制度設計の結論について、報告書で「今後、県において**制度の詳細設計を行う場合には、検討会議における議論や宿泊事業者をはじめとする関係者の意見を十分に考慮すること。**」とあり、宿泊事業者等からの意見を踏まえ、制度設計に係る検討を深めたいと考えています。

(参考) これまでの検討結果の整理（第4回検討会議）

- ・ **宿泊税が目的税であることを**念頭に、税の基本的な考え方である**公平・中立・簡素**の観点及び**徴税コスト軽減**の観点を考慮する必要があることを前提に、今後、県において制度の詳細設計を行う場合には、**検討会議における議論や宿泊事業者をはじめとする関係者の意見を十分に考慮し**、適切な制度を構築していくことが必要である。

①課税客体（課税対象）/納税義務者/課税標準

○課税客体：県内に所在する次の施設又は住宅（以下、「宿泊施設」という）への宿泊

- ・旅館業法の許可を受けた旅館・ホテル又は簡易宿所に係る施設
- ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅（民泊）
- ・国家戦略特別区域法に規定する認定事業に係る施設（特区民泊）

○納税義務者：宿泊施設への宿泊者

○課税標準：宿泊施設への宿泊数

<考え方>

- ・宿泊者が宿泊行為によって受ける行政サービスは宿泊する施設により大きな違いは無いと考えられるため、公平性の観点から、課税客体（課税対象）は上記に列挙した宿泊施設への宿泊としています。
- ・課税対象となる宿泊施設を適切に把握にするため、旅館業法の許可施設及び住宅宿泊事業法の届出施設について情報を有する衛生関連の部署と連携を図ることとしています。

（参考）これまでの検討結果の整理（第4回検討会議）

- ・素案のとおり、旅館・ホテル・簡易宿所、民泊、特区民泊への宿泊を課税客体とすることが適当である。
- ・民泊を課税対象とする場合には、関連部署とも連携して実態を把握し、課税対象となる施設を確実に捕捉できるようにすることが必要である。

②税率（税額）

1人1泊につき150円の一律定額制

<考え方>

- ・ 宿泊者から徴収を行っていただく宿泊事業者の事務負担を軽減するため、最も簡素な税制である一律定額制を採用しています。

- ・ 税率（税額）は県が取り組むべき観光振興施策の事業規模（約45億円）から、県内の延べ宿泊者数（約2,800万人（※））を考慮し、150円としています。

※¹観光庁宿泊旅行統計調査（旅館・ホテル・簡易宿所が対象） 県の延べ宿泊者数：27,773,740人（R5確定値）

※²住宅宿泊事業の宿泊実績（民泊が対象） 県の延べ宿泊者数：151,037人（2023年2月～2024年1月）

※1年あたりの税収規模を単純に試算すると150円×約2,800万人≒約42億円となります。

○宿泊事業者アンケート（税率の設定について）

問. 千葉県で宿泊税を導入することとなった場合、税率の設定はどのような形が適切と考えますか。

選択肢	回答数	割合
一律の定額制（1泊につき100円など、一定額の宿泊税を徴収する）	76	53%
段階的定額制（2万円未満の宿泊料金の場合は1泊につき100円、2万円以上の宿泊料金の場合は1泊につき200円を徴収するなど、宿泊料金に応じて宿泊税の金額が変わる）	26	18%
定率制（1泊の宿泊料金について1%など、一定率を乗じた宿泊税を徴収する）	20	14%
その他（自由記載）	22	15%

（参考）これまでの検討結果の整理（第4回検討会議）

- ・ 素案の考え方に加え、宿泊行為により享受する行政サービスは宿泊料金によって大きな差異は無いという観点も踏まえ1人1泊につき150円の一律定額制とすることが適当である。

③免税点

なし（設定しない）

<考え方>

- ・ 宿泊者は宿泊料金の多寡に関わらず、一定程度の行政サービスを受けると考えられ、公平性の観点から、免税点（宿泊料金が一定金額未満の宿泊者からは宿泊税を徴収しない場合のその一定金額）は設けておりません。
- ・ 免税点を設定した場合には、宿泊料金は曜日や季節等により変動することから、宿泊事業者の徴収事務が煩雑になります。簡素な制度とし、事務負担を軽減する観点からも、免税点は設けないこととしています。

○宿泊事業者アンケート（宿泊料金が一定額未満の宿泊者から宿泊税を徴収しないことについて）

問. 宿泊料金が一定額未満（5千円未満や1万円未満など）の宿泊者から宿泊税を徴収しないことについて、どのように考えますか。

選択肢	回答数	割合
宿泊料金によらず、全ての宿泊者から宿泊税を徴収した方が良い	85	59%
宿泊料金が一定額未満の宿泊者からは宿泊税を徴収しない方が良い	45	31%
その他（自由記載）	14	10%

（参考）これまでの検討結果の整理（第4回検討会議）

- ・ 素案のとおり、免税点を設定しないことが適当である。
- ・ 免税点を設定しない場合、全ての宿泊施設において宿泊税を徴収することとなるため、低額な料金設定の宿泊施設（民宿や主にビジネス客を対象とする施設 等）に対しては丁寧に説明を行うことが必要である。

④課税免除

外国大使等の任務遂行に伴う宿泊

<考え方>

- ・外国大使等（大使・公使・大使館員 等）の任務遂行に伴う宿泊は、国家間の外交特権を規定している国際条約（ウィーン条約）を日本が批准している観点から、外国大使等との取引に係る消費税の免税の取扱いに準じて、宿泊税の課税を免除します。
- ・簡素な制度とし、宿泊事業者の事務負担を軽減する観点から、特定の宿泊客（修学旅行生等）の課税を免除しないこととしています。
 ※修学旅行生の課税を免除する場合、宿泊事業者が学校等から証明書を受領し、一定の期間、保管する必要があることが想定されます。
- ・修学旅行については、宿泊税の使途の中で、支援策を検討することとしています。

○宿泊事業者アンケート（特定の宿泊客から宿泊税を徴収しないことについて）

問. 特定の宿泊客から宿泊税を徴収しないことについて、適切と考えるものがあれば選択してください。

選択肢	回答数	割合
全ての宿泊客から宿泊税を徴収すべき（例外規定を設けない）	81	56%
修学旅行生は宿泊税を免除すべき	36	25%
その他（自由記載）	27	19%

（参考）これまでの検討結果の整理（第4回検討会議）

- ・素案のとおり、課税免税は外国大使等のみとし、修学旅行等の例外規定は設定しないことが適当である。
- ・修学旅行については、徴収事務を煩雑化しないために課税対象とする一方、**県を訪れる修学旅行生が減少しないよう、観光・宿泊事業者の意見を踏まえ、宿泊税の使途の中で一定の支援策を講じるべき**である。

⑤徴収方法/特別徴収義務者

○徴収方法：特別徴収義務者による特別徴収

…宿泊事業者に特別徴収義務者となっただき、
宿泊者から宿泊税を徴収し、県へ申告納入していただく。

○特別徴収義務者：宿泊施設の経営者

宿泊税の徴収について便宜を有する者（実質的経営者 等）

<考え方>

- ・県が宿泊者から直接徴収することが困難なため、先行して宿泊税を導入している自治体と同様に、特別徴収義務者による特別徴収としています。



(参考) これまでの検討結果の整理 (第4回検討会議)

- ・素案のとおり、**特別徴収義務者による特別徴収とすることが適当**である。

⑥申告納入期限

各月の初日から末日までの間の分について翌月の末日までに申告納入とするが、一定の要件を満たす場合には3ヶ月分をまとめた申告納入を可能とする。
(具体的な要件については検討)

<考え方>

- ・各月分を翌月の末日までに申告納入としていますが、小規模事業者の申告納入に係る事務負担への配慮として、一定の要件（年間の宿泊税額、営業開始時期 等）のもと、申請により、3ヶ月分まとめた申告納入を認めることが適当と考えています。
- ※先行して宿泊税を導入している自治体においても、全ての自治体が3ヶ月分まとめた申告納入を認めています。その具体的な要件や申請手続の検討にあたっては、先行自治体の運用を参考としながらも、柔軟に検討を進めることとしています。
- ※宿泊事業者の利便性促進や徴税コスト軽減の観点から、申告納入の手続をオンラインで完了できるeLTAX（エルタックス、地方税ポータルシステム）の導入を検討しています。

○宿泊事業者アンケート（申告納期限について）

問. 申告納期限のうち、貴施設において対応が可能なものを選択してください。

選択肢	回答数	割合
毎月分を翌月の末日までに申告納入（例：3月分を4月末日まで）	75	52%
3ヶ月分をまとめて申告納入（例：3～5月分を6月末日まで）	40	28%
その他（自由記載）※その他として、「1年分をまとめて」「半年分をまとめて」といった意見あり	29	20%

(参考) これまでの検討結果の整理（第4回検討会議）

- ・小規模事業者の負担軽減のため、複数月ごとの納入を可能とすることが適当である。
- ・詳細な制度設計にあたっては、小規模事業者の意見を十分に考慮した上で検討することが適当である。

⑦制度の見直し

条例施行後、**5年**を目途に検討を行う。

<考え方>

- ・宿泊税施行後の状況調査及び分析に要する期間、見直し内容の検討に係る期間、先行自治体における見直し期間の設定状況を踏まえ、**5年**を目途としています。

(参考) これまでの検討結果の整理 (第4回検討会議)

- ・素案のとおり、**5年を目途として制度を見直すことが適当**である。

⑧特別徴収義務者報奨金

納期内納入額の2.5%とし、導入後（導入当初）の加算措置や上限の設定について検討する。

<考え方>

- ・宿泊税の徴収事務を担っていただく宿泊事業者に対しては、徴収事務に要する負担の考慮に加え、特別徴収制度の円滑な運営のため、報奨金を交付することが適当と考えています。
 - ・先行自治体の状況やゴルフ場利用税・軽油引取税の特別徴収義務者への報奨金（双方ともに2.5%）とのバランスも踏まえ、納期内納入額の2.5%を基本としながら、導入当初の加算措置や上限の設定について検討することとしています。
- ※宿泊税の徴収事務に必要な会計システムの改修等への支援も併せて検討します。

(参考) これまでの検討結果の整理 (第4回検討会議)

- ・特別徴収義務者に対しては一定割合の報奨金を支給することが適当だが、詳細な制度設計にあたっては、素案を基本としながら、**特別徴収義務者となる宿泊事業者の意見を十分に考慮した上で検討することが適当**である。

項目	宿泊税の制度設計
課税客体	県内に所在する次の施設又は住宅（以下、「宿泊施設」という）への宿泊 ・旅館業法の許可を受けた旅館・ホテル又は簡易宿所に係る施設 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅（民泊） ・国家戦略特別区域法に規定する認定事業に係る施設（特区民泊）
納税義務者	上記の宿泊施設への宿泊者
課税標準	上記の宿泊施設への宿泊数
税率 (税額)	1人1泊につき150円の一律定額制 ※市町村が宿泊税を導入する場合、県の宿泊税に上乗せ
免税点	設定しない
課税免除	外国大使等の任務遂行に伴う宿泊

項目	宿泊税の制度設計
徴収方法	特別徴収 （宿泊事業者に特別徴収義務者となっただき、宿泊者から宿泊税を徴収し、県へ申告納入していただく）
特別徴収義務者	・ 宿泊施設の経営者 ・ 宿泊税の徴収について便宜を有する者（実質的経営者 等）
申告納入期限	各月の初日から末日までの間の分を翌月の末日までに申告納入 ※一定の要件を満たす場合、3ヶ月分まとめての申告納入を可能とする （具体的な要件は宿泊事業者の意見も踏まえ、検討）
制度の見直し	条例施行後、5年を目途に検討を行う
特別徴収義務者への報奨金	申告納入期限内に納入した宿泊税の税額に対して2.5%を支給 （宿泊税の導入直後に報奨金の支給割合を加算することや、報奨金の支給額について上限を設定するかについて検討）

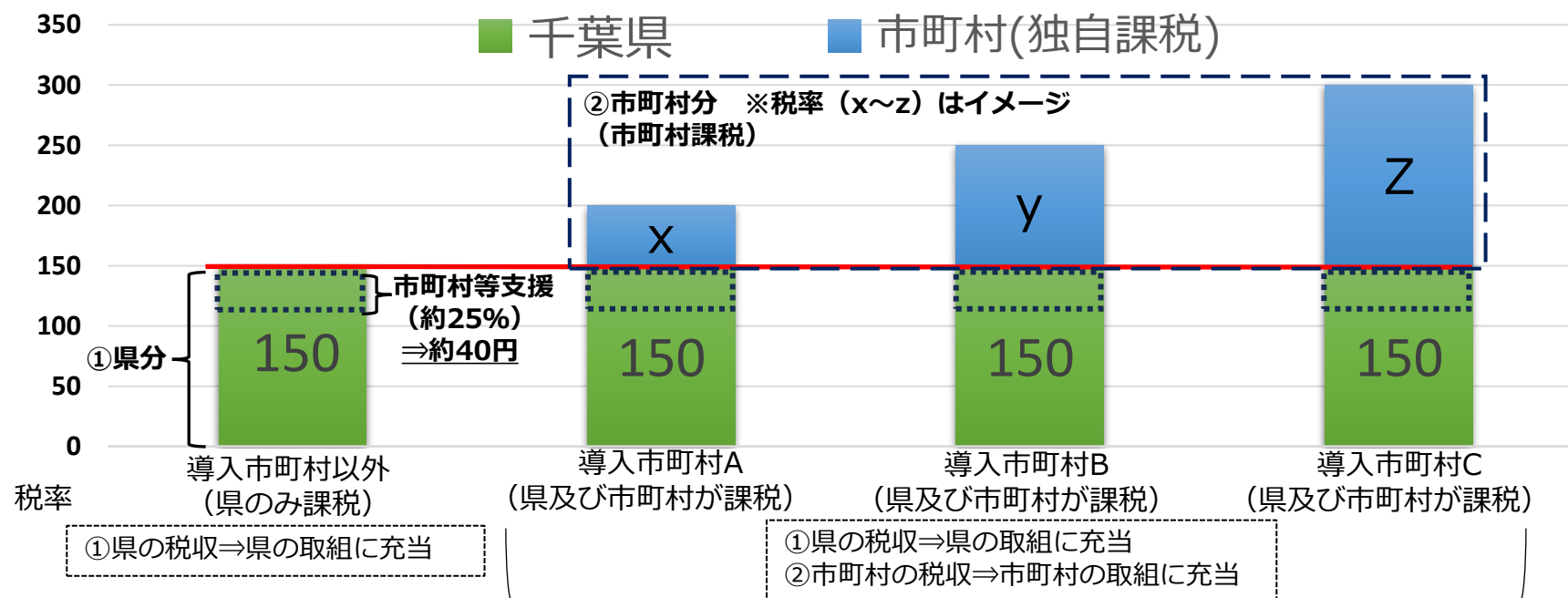
- 1 これまでの経緯
- 2 千葉県観光の現状と課題
- 3 千葉県が取り組むべき観光振興施策
- 4 使途の明確化（見える化）
- 5 宿泊税の制度設計

6 市町村との調整

- 7 仮に導入した場合の今後のスケジュール

＜独自に宿泊税の導入を検討する市町村との調整における県が取るべき考え方＞

- ・県内でも複数の自治体が**独自に宿泊税の導入を検討している**状況です。
- ・宿泊税を活用して県が取り組むべき観光振興施策の事業規模は**約45億円**であることから、県の税率は**県内一律で150円**とし、県内で宿泊税を導入する市町村は県分の一律150円に**市町村分を上乗せ**としています。
- ・県と市町村における賦課徴収のイメージ図は以下のとおりです。



- ・県としては、税を納めていただく宿泊者へ配慮し、特別徴収義務者となる宿泊事業者の事務負担を考慮し、**独自に宿泊税の導入を検討する市町村とは、導入時期や賦課徴収の主体（賦課徴収を県と市町村のどちらが行うか）等**について、調整を図ります。

検討会議におけるこれまでの検討結果の整理は以下のとおりです。

市町村との調整について

- ・市町村との調整に係る素案については、
 - ・県が宿泊税を導入する場合に、観光振興の二ーズが異なる市町村が独自で宿泊税を導入することについて検討の余地を残しており、**市町村の自主性に配慮している点**
 - ・市町村が宿泊税を上乗せした場合でも、宿泊事業者の事務負担を考慮し、**賦課徴収の事務に関しては県又は市町村のどちらか一方が行う**としている点
 - ・県と並行して導入を検討する市町村が存在する中で、**県が市町村との調整に関するスキームを提案している点**

を踏まえると、非常に合理的でバランスが良い制度設計である。

- ・市町村との調整にあたっては、検討会議での議論を踏まえ、**県の素案に対して県内市町村から様々な意見が出ていることも考慮し、県の考え方を丁寧に説明しながら、検討及び調整を行っていくことが必要**である。

〔例 賦課徴収の事務に関しては、市町村の事務負担を考慮し、県が賦課徴収を行う 等〕

- 1 これまでの経緯
- 2 千葉県観光の現状と課題
- 3 千葉県が取り組むべき観光振興施策
- 4 使途の明確化（見える化）
- 5 宿泊税の制度設計
- 6 市町村との調整
- 7 仮に導入した場合の今後のスケジュール**

今後のスケジュール

※他の自治体を参考とした場合のモデルケース

